

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
水戸地方合同庁舎 除草作業		茨城地本—Z 2 5 A 0 1 1	
		作 成	令和6年12月20日
		変 更	
		作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）敷地内の除草作業について規定する。

2 除草に関する要求

2.1 概要

a) 一般事項

- 作業を実施する作業員の名簿を官側へ提出し、作業責任者は作業終了後、合同庁舎の担当職員に対して報告を行うとともに、作業完了の報告書を提出すること。様式については契約相手方の随意の様式とする。
- 作業に必要な清掃用具及び資材並びに消耗品については契約相手方の負担とする。
- 作業に必要な光熱水の使用については官側の負担とする。
- 清掃作業等に当たっては、関連法令を遵守し人的事故を起こさないように細心の注意を払うこととし、万一事故が生じた場合には契約相手方の責任において処理すること。この場合、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告することとし、官側はこれに対し必要な指示を行うことができる。
- 作業の遂行に当たっては、設備又はその他の物品等に損傷を及ぼさないよう注意し、万一損傷を与えた場合は、契約相手方の作業責任者は速やかに官側に報告し指示に従うこと。この場合の修復費用は、すべて契約相手方の負担とする。

2.2 仕様

a) 除草に関する仕様

- 除草の実施については、年4回（5月、7月、9月、11月）を基準とする。
- 除草を実施する対象の敷地については別紙に示すとおり。
- 除草の際、落ち葉や枯れ枝等の清掃を併せて実施する。
- 除草の際、併せて除草剤の散布を実施する。
- 刈込草や落ち葉等の処理については、契約相手方が収集し廃棄する。

3 仕様書等に関する疑義

この仕様書について明示がない事項又は疑義を生じた場合については、契約相手方は官側へ連絡し、協議により定めるものとする。

